

平成30年 第2回

南会津地方環境衛生組合議会
定例会
会 議 録

南会津地方環境衛生組合議会

平成30年第2回南会津地方環境衛生組合議会定例会

議事日程

平成30年8月20日（月曜）午前10時開会

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 議案第15号から議案第17号を一括上程
(提案理由の説明)
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第15号 専決処分について
専決第1号 南会津地方環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例
- 日程第7 報告第1号 平成29年度主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について
- 日程第8 議案第16号 平成29年度南会津地方環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第17号 平成30年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	大 桃 英 樹 議 員	2番	湯 田 健 二 議 員
4番	湯 田 良 一 議 員	5番	室 井 亜 男 議 員
6番	楠 正 次 議 員	7番	山 岸 国 夫 議 員
8番	星 光 久 議 員	9番	湯 田 純 朗 議 員
10番	菅 家 幸 弘 議 員	11番	佐 藤 盛 雄 議 員
12番	鈴 木 征 議 員	13番	五十嵐 司 議 員

欠席議員（1名）

3番 齋 藤 邦 夫 議 員

説明のための出席者

星	學	管	理	者	大	宅	宗	吉	副	管	理	者										
菅	家	三	雄	副	管	理	者	室	井	竜	典	会	計	管	理	者						
阿久津	正	治	事	務	局	長	星	邦	一	環	境	衛	生	課	長	兼	環	境	行	政	係	長
阿	部	妙	子	総	務	課	長															
				兼	財	政	係	長														

書記

大	塚	晃	司	総	務	課	財	政	係
				副	主	査			

○五十嵐 司議長 開会に先立ちまして、下郷町及び只見町議会の選出議員の変更があったことから、新たに下郷町議会より佐藤盛雄君、湯田健二君、湯田純朗君、只見町議会から山岸国夫君が選出されたのでご報告いたします。

それでは、議員の皆さんの自己紹介を行いたいと思います。

まず私から。

(五十嵐司議員の自己紹介)

続きまして、議席番号1番の大桃英樹君から順次お願いいたします。

(大桃英樹議員の自己紹介)

(湯田健二議員の自己紹介)

(湯田良一議員の自己紹介)

(室井亜男議員の自己紹介)

(楠正次議員の自己紹介)

(山岸国夫議員の自己紹介)

(星光久議員の自己紹介)

(湯田純朗議員の自己紹介)

(菅家幸弘議員の自己紹介)

(佐藤盛雄議員の自己紹介)

(鈴木征議員の自己紹介)

続きまして、事務局の自己紹介をお願いいたします。

(事務局の自己紹介)

以上で自己紹介を終わります。

都合により欠席届のあった議員は、3番、齋藤邦夫君です。

開会 午前10時00分



◎開会の宣告

○五十嵐 司議長 ただいまから平成30年第2回南会津地方環境衛生組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い上衣の脱衣を許します。

◇

◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

ここで議長から申し上げます。これから議題となります議案等の審議については会議規則第47条の規定によって、質問の回数が3回と規定されておりますので、簡潔に質問されるよう、ご協力をお願いいたします。

◇

◎議席の指定

○五十嵐 司議長 日程第1、議席の指定をいたします。

今回新たに下郷町及び只見町議会より選出されました佐藤盛雄君、湯田健二君、湯田純朗君、山岸国夫君につきましては、会議規則第4条第2項の規程により、議長において湯田健二君を議席番号2番に、山岸国夫君を議席番号7番に、湯田純朗君を議席番号9番に、佐藤盛雄君を議席番号11番に指定いたします。

準備をいたしますのでしばらくお待ちください。

◇

◎会議録署名議員の指名

○五十嵐 司議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条規定によって、8番、星光久君、12番、鈴木征君を指名します。

◇

◎会期の決定について

○五十嵐 司議長 日程第3、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日限りの1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

◇

◎議案第15号から議案第17号を一括上程

○五十嵐 司議長 日程第4、議案第15号から議案第17号まで一括上程します。

本案について管理者より提出理由の説明を求めます。

管理者星學君。

○星 學管理者 みなさん、おはようございます。それでは提案理由の説明を行います。

本日ここに、平成30年第2回南会津地方環境衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともに大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、南会津町におかれましては、任期満了に伴う町長選挙が行われ、見事当選されました、大宅宗吉南会津町長さん、誠におめでとうございます。

大宅南会津町長さんには、引き続き管理者として職務執行にあたっていただきたく存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

更に、下郷町、只見町議会から選出されました議員の皆様方におかれましては、5月25日に当組合及び各施設の概要説明会を開催し、それぞれの施設の現状を研修していただきましたが、当組合も統合から7年目を迎えたところではありますが、組合の運営にあたっては、各施設それぞれが古い施設であることから、維持管理には充分注意をしながら施設の整備を図り、組合運営に努めてまいる所存でありますので、議員の皆様方のご助言、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、当衛生組合の運営状況でございますが、現在のところ順調に推移しております。他の施設に関しても、定期修繕等の発注、稼働状況も順調に進んでおることをご報告いたします。

それでは、本日提案いたしました議案について、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、議案第15号、専決処分について、専決第1号南会津地方環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

本案は平成27年4月に給与制度の大幅な改定が行われたところでありますが、民間給与との格差を踏まえた世代間の給与配分の見直し等を目的とし、この給料表の改正に伴い、支給される給与月額が減額となる職員のための経過措置として、平成27年3月時点での給与月額を保証する激変緩和措置を平成30年3月31日までの期限で実施してまいりましたが、しかしながら、本組合の実態としまして、平成30年4月以降も影響を受ける職員が複数名おりますことから、南会津町に準じ、本年3月31日までの激変緩和措置期間を平成32年3月31日まで延長するため、所要の改正を行うものであります。

次に、報告第1号、平成29年度主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について、ご説明を申し上げます。

まず、1ページ目でございますが、東部聖苑の火葬業務に関する事項からご説明を申し上げます。当該年度の申請件数は南会津町の田島地区で189件の申請があり、前年度より1件の減、下郷町は115件の申請で18件の増となりました。町外者の申請は2件で4件の減でありました。合計件数は306件となり、前年度より13件の増となりました。今後も施設の維持管理には充分注意をしながら業務を行ってまいります。

次に3ページは西部斎苑の火葬業務に関する事項であります。当該年度の火葬件数は、南会津町の西部地区で91件の申請があり、前年度より25件の減、只見町は81件の申請で3件の減となりました。町外者の申請は3件で2件の増でありました。合計件数は175件となり、前年度より26件の減となりました。

次に、5ページで東部衛生センターのし尿処理業務についてご説明を申し上げます。まず、し尿等受入量は全体として前年度より23.4キロリットル減少しました。生し尿は216キロリットルの減、浄化槽汚泥は114.3キロリットルの増、農林集排汚泥は、78.3キロリットルの増となりました。

許可業者の合計搬入に関しましては、一度に大量搬入が無いよう計画的に時期をずらしなが

ら搬入するよう指示体制を整備しており、また、計画にない搬入に関しては各業者が重ならないよう調整をして搬入を行っております。なお、施設の維持管理に関しては、補修及び設備の保守点検など適時・適切な維持管理に努めてまいります。

次に、8ページの西部衛生センターの運営状況であります。し尿受入量は全体として前年度より21.6キロリットル減少しました。生し尿は17.1キロリットルの減、浄化槽汚泥は1.8キロリットルの減となりました。農林集排汚泥は2.7キロリットルの減となりました。

搬入に関しましては、許可業者によりスムーズに搬入しております。

次に、11ページの東部クリーンセンターのごみ処理業務についてご説明申し上げます。

一般廃棄物受入量は、可燃、不燃、粗大、危険とペットボトル、ビン類そして新分別のプラ製、紙製、紙パック、段ボール、古紙類は前年度から比べて0.7パーセントの増量となりました。また、当施設から搬出された有価物は777,040キロリットルで、売り渡し額が225,436円でした。

焼却灰および乾電池等の最終処分搬出量は、1,006,280キロリットルで、搬出委託料は30,590,444円となり、さらにリサイクル協会へのペットボトル、ビン類、プラ製の搬出については、東部と西部あわせて229,950キロリットルで1,502,835円の再商品化実績となりました。なお、排ガス中のダイオキシン類の数値は、1号炉で0.19ナノグラム、2号炉は0.13ナノグラムとなり、ともに基準値よりも大幅に下回っている状況であります。

次に16ページの西部クリーンセンターのごみ処理業務についてご説明を申し上げます。一般廃棄物受け入れ量は、可燃、不燃、粗大、危険とペットボトル、ビン類、プラ製、紙製、紙パック、段ボール、古紙類、さらには檜枝岐村可燃ごみ搬入があり、前年度から比べて1.9パーセントの増量となりました。

また、当施設から搬出された有価物は231,090キログラムで、売り渡し額が75,417円でした。焼却灰の最終処分搬出量は396,880キログラムで、搬出委託料は12,430,277円となりました。乾電池搬出と、リサイクル協会のペットボトル、ビン類、プラ製の搬出については、東部で一括して報告してありますが、西部では48,830キログラムを搬出しました。

なお、排ガス中のダイオキシン類の数値は、1号炉で1.0ナノグラム、2号炉は0.3ナノグラムとなり、ともに基準値よりも大幅に下回っている状況であります。次に、20ページの公有財産について、ご説明を申し上げます。

まず、土地および建物につきましては、昨年、それぞれ全施設分で、土地面積合計が、63,239.48平方メートル、9,678.28平方メートルとご報告いたしましたが、その後、当組合の

財産を見直した結果、西部環境センターの管理棟土地、301.32平方メートル、建物の延べ面積166.86平方メートルが、財産台帳からの転記漏れと確認いたしました。

また、東部衛生センターにつきましては、登記簿で、土地16,566.31平方メートルであることが判明いたしました。当組合に現存します書類等を確認しました結果、7,457.79平方メートル分の土地が財産台帳に記載されておりませんでした。

そのため、平成29年度の公有財産に関する土地および建物につきましては、それぞれ全施設分で、土地面積合計は70,998.59平方メートル、建物の延べ面積は9,845.14平方メートルとなりました。なにとぞご理解いただきたくお願い申し上げます。

次に、21ページの物品につきましては、公用車でありまして、年度中の増減は無く、車両合計は昨年度同様21台となっております。

最後に22ページの基金状況であります。基金は財政調整基金であり、前年度末現在高は、71,677,966円であり、決算年度中に、18,969,747円の増であり決算年度末現在90,647,713円でございます。

以上、報告第1号の内容をご説明申し上げましたがよろしくお願いたします。

次に、議案第16号、平成29年度南会津地方環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。去る7月19日に実施されました、平成29年度における組合の決算審査結果につきましては、後ほど監査委員から報告があろうかと存じますのでよろしくお願いたします。

決算書の1ページから2ページをご覧いただきたいと思います。

平成29年度における歳入調定額は、982,145,003円でありましたが、歳入済額は、988,806,803円となり、338,200円の収入未済額が発生いたしました。

この収入未済額は、斎場使用料及びし尿汲取り、浄化槽清掃維持管理手数料等の年度内収入が見込まれなかったもので、これらの未収金につきましては、現在、徴収業務を進めているところでございます。

次に、3ページから4ページの歳出における支出済み額は967,116,296円となり、歳入歳出差引残額は、14,690,507円で、これは、繰越金として平成30年度へ繰越しをさせていただきます。

次に議案第17号、平成30年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

まず、第4款の繰越金で、平成29年度の決算額が確定しましたことから、補正前の額に

4,690,000円を追加し、14,690,000円とし、歳入総額を1,019,112,000円とするものであります。

次に、歳出につきましては、構成町からの選出議員の変動に伴う調整及び、地方財政法に基づく、決算剰余金の追加補正が主なものでございます。

まず第1款、議会費では選出議員の変動に伴い、報酬費用弁償として、3,000円を追加し、補正後の額を535,000円にするものであります。

続きまして、第2款総務費の総務管理費では、積立金の調整で2,346,000円を追加し、補正後の額を、78,143,000円にするものであります。

次に、第4款、予備費では、予備費調整を行いまして、1,241,000円を追加し、補正後の額を12,341,000円とし、歳出総額を1,019,112,000円とするものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○五十嵐 司議長 これで、提案理由の説明を終わります。



◎一般質問

○五十嵐 司議長 日程第5、一般質問を行います。

お諮りいたします。

本定例会における一般質問にあたりましては、会議規則第47条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第48条の規定により、その発言時間を答弁を含めて30分に制限することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本定例会における一般質問にあたりましては、会議規則第47条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第48条の規定により、その発言時間を答弁を含め、30分に制限することに決定しました。

質問にあたりましては、議席からの発言で、簡潔、明瞭に願います。

通告による一般質問の発言を許します。

それでは8番星光久君の発言を許します。

8番星光久君。

○8番 星 光久議員 通告通り、一般質問、鳥獣対策に関する話なのですが、今、管理者から運営は順調にできているという流れ、聞きましたので、なお充実するために焼却炉、鳥獣対策の焼却炉の設置をお願いしたいと思って、一般質問に入ります。

1つは、鳥獣括弧イノシシ、シカ等括弧による焼却炉の設置について。

1つ、現在南会津地方環境衛生組合、西部環境衛生組合の2カ所で一般ごみの焼却炉で処理していますが、鳥獣については、まあ、15センチから30センチくらいに細かく切って、午前中のみ搬入のため、管理に非常に苦勞している現在であります。特に4月から10月までは、気候が暖かいものだから、家で保管するというのは、大変というか難しいというか、そういう形で、特に金曜日は午前中しかないものですから、金、土、日、月曜日の午前中までとか、時によっては連休続きますと5日間くらい家で保管する他ないのですが、非常にやっぱりぐるわも含めて、大変、苦情来たり、いろいろな面で悩んでいるのが現状であります。それで、シカ、イノシシ等については、処理方法、何か良いものがないか、我々ではちょっと見つからないものですから、質問に挙げました。

ここに、先ほども言ったように夏場における処理方法はないものか、それから、4の鳥獣専用の焼却炉の設置は出来ないものか。例えば、焼却炉もピンからキリまであって、まあ、1日1頭くらいの処理法から、1日10頭、10頭くらいの処理法ができる。処理能力のある焼却炉があって、地域の差がそういうのあのかねえのか含めて、お願いしたい。それから今年はずでに今日も多分ここげに10頭くらい入っと思うのですが、今、田島から入ったの5頭くらい入って、来る時入りましたので、例年、やっぱりなんちゅうかな、人口は減っても、鳥獣の数は増える。何倍も増えていますので、この辺について、普通ならこれ例年の、そんなに増えなかったのですが、今年については大体約3倍。それから、このままでいくと去年は600頭、600ちょっと超えたんですが、今年はずでに250超えていますので、1年間、年間3倍として大体2,000頭くらいになんでねえかっては予想されるわけでございます。そういう形で、なんとかこれ処理法も含めて、管理者をお願いしたいのは、そういう中で、なんとか衛生組合で対処方法あるのかないのかも含めて、お答え願いたいと思うのです。それでは、一般質問第1回目。後は座って、座って2回目からまた、質問したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○五十嵐 司議長 はい、管理者。

○星 學管理者 ただ今の質問についてお答えしたいと思います。

ただ今議員の質問の中に焼却炉の設置如何、それから当組合の廃棄物の処理について、組合の処理及び清掃に関する条例については、犬とか猫、そういう動物類、その他に自ら処分することが困難なときは焼却処理を行うことができます。焼却炉の設置に関しては、まだまだこれから構成町との協議も必要です。焼却炉の設置に関しては、構成町と協議して共同処理事務を進めていく立場であると私はこの衛生組合については、こう考えております。

その答えを申し上げますけれども、非常に保管に困っている。それから、夏場における処理はどうするのか。土曜、日曜、閉鎖している時にはどうするのか。それから、処理方法、対処方法、これはあの、現在今お答えした中のこの組合、衛生組合廃棄物の処理の条例の中では、今うたっているのは、犬猫、それから自ら処分することが困難な時は焼却処理を行うことができる。ここで、この鳥獣に対しての処理をしていると思うのですね。そうすると、後は、土曜閉庁、日曜閉庁どうだろうとそれから処理方法だの対処方法だけど、法律の決まりが農林省管轄の法律になっているのです。ここは処理の部分の法律でできている施設であって、なかなかその辺を、肉をどうするのか。保管をどうするのか。という、今度は衛生法に基づくものになってくる。わたしはそう思っているのですけれども、多分そうだと思うの。ですからその辺のことをこれから十分に協議していかないと、うちの方の事務局として研究していかないと、なかなかこれは議員の仰るように、すぐにはいきません。ということでは出来ない。ここら辺の整備、法の整備をすることが一番大切でありますけれども、一組合は法の整備はできませんので、これは県だとか国に要望して、そして法を作ってもらおうと、そういうことでやっていくことが一番近道になるかと思えます。

今の段階でできる方法については、多分2次質問もあろうかと思えますけれども、対応したいと思えますけれども、最初であるこの管理の方法だとか、土曜日曜閉庁の場合だとか、それから焼却炉の設置について、なると、これは鳥獣の対策のための何か補助事業でもないとその事業は実施できないと思うし、単独でやるというのは、構成市町村と協議が必要、こう思っています。ですから、この辺は十分協議させていただきますけれども、まず第1回の質問については、このようにお答えしておきます。

以上です。

○五十嵐 司議長 8番星光久君。

○8番 星 光久議員 今、管理者お答えされたんですけれども、もっともだと思えます。

そういう形で、俺らも大変、まあ、我が等獲ったから、処理賃な、貰えんだからよかんべ。という考えも言わっちゃり色々です。そうだけでも、俺らもこれ、獲っちゃくて獲る、これはこれ、町民の農産物からの守るのもあっぺし、町民からの事故に対する守りもあっぺし、まあ色んな面からも、衛生組合等含めて、協力しながら、これ、やってるわけだ。なんですが、そういう形で、なんとかこれ、この施設どこに作るか。とか、細かいところは俺らの判断では、分からないです。そういう形で、その管理、ここの衛生組合の方で何かいい方法あれば教えてもらいたい。と思って、こういう形になるわけなのですが、特にあの、ひどいのは、夏場、まあ冬場なんかはこれ、ちとくれ2、3日外さ置いたって大丈夫なのだけでも、夏場における、それこそ半日だって暑い時は腐っちゃうし、川の中さ潤かしとけっとせ、クマ潤かしてるだの、イノシシ潤かしてるだのって怒られっぺし、色んな形で、いや苦勞しているわけだ。そういう形で、まあ、なにかいい方法ありましたら教えてもらいたいな。と思って、よろしく願います。

○五十嵐 司議長 事務局長。

○阿久津正治事務局長 8番議員さんにお答えします。

先ほど言った通り、管理者のとおり協議するしか今現在私どもは考えておりません。で、あの構成町さんと、県と話し合いをして、どういう他の方法があるか、というのを今後進めてまいると思いますので、ご理解の程よろしく願います。

あと1つなのですが、あの焼却の関係なのですが、実はうちら方で調べた中で、相馬地方に焼却炉が今1基あるんです。で、今現在それだけが一応、稼働している状況でございますので一応ご報告いたしますのでよろしく願います。

○五十嵐 司議長 8番星光久君。

○8番 星 光久議員 そういうえれえ施設あるのだったら、是非視察に、そういう形で、是非いい方法お願いしたい。ただ、これ作ると言っただけ、ちょいと出来るものではないから、その分、それまでの間、なんとかその仮方法、冷凍庫さ、安い冷凍庫買ってきて、入っちゃげっとか、そういうことも一応できるわけ、5、6頭入る、例えば冷凍庫。そうしねとせ、処理に多分間に合わない。それで、今250と言ってるけども、ここにはサルも入っていないし、クマも入っていないわけで、そういう形で、本当にイノシシとシカ。シカについては福島県内でも南会津郡トップなの。そういう形で、なんとか本当にもう、イノシシ、いわき地方だのあっちのほうはもう1,000頭超えてるし、そういう形で、大変な中身なのですが、そういう形で、何かその、それまでの間、処理方法、一時預かりとかよ、そういうものあったらお願いしたい

な。と思います。

○五十嵐 司議長 管理者。

○星 學管理者 ただ今の質問でございますが、確かにあの困っていることは私も承知はしておりますけれども、一時預かりということになると、この衛生組合の仕事に入るのか、どうなのか。この辺は今、被害、農作物の被害、もちろん出ています。施設を増設してやったり、夏場にひどい。こういうことなのですが、預かる部分については、対応難しいと思うのですよね。これ協議をしていかないと、やっぱり解決ちょっと出せない、今、この場で答弁というのは、そう言うことしか今出来ないと。ここで保管庫を購入して設置して、ということになると、またこれ、果たしてこれ、許可出るのか出ないのか、ということもある。焼却する場所ですから、ここは。だから保管する場所でない、その辺はやっぱり県だとか、国の指導を仰ぎながらやっていく他ないと思うのですよね。やっていく他ないというよりも、困っているわけだから善処しなくてはならないけれども、それだけ1点だけ、簡単にそうできるのか、ということ。はい、持ってこい。と言ってここさ保管しておけるのか。それが私、頭にあるものですから、そこら辺は早急に事務局の方で勉強をしていただいて、そしてあの次の議会、そういう機会がありましたらば、調査の結果を報告させていただきたいと思っておりますし、今事務局長からあの、焼却場については相馬市の方にあるという施設でございますので、その辺はもう少し勉強させてもらって、そういう施設がいい施設であるということであれば、視察についてもそれは大いに結構だと私は思いますので、その辺、その法の改正の仕方を勉強させていただいて、前に進むことについてはなんら問題ございません。是非、よろしくご理解いただきたい。

以上です。

○五十嵐 司議長 8番星光久君。

○8番 星 光久議員 そういう形で、前向きに取り組むという形しか俺らも認めたので、そんなに粘るつもりはないですが、そもそも粘ったところで我々に処理できる問題でもなんでもないし、そういう形で、努めて農林課だか農林省だかわからないですが、そういう課、あらゆるところからいい答え、県だの国だの、俺らもうまい方法あんだかねえだか含めて、管理者と事務局含めて、あらゆるところ含めて対処するしかないと思うのですが、そういう形で、なんとか前向きな方法を管理者から聞きましたので、そういう形で、我々取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。もしもっといい答えあつたら何か。

○五十嵐 司議長 管理者。

○星 學管理者 もっとも議員の仰ることはわかります。ご理解できますけれども、相馬

地方ですか、相馬市のその部分は、震災以降浜通りにイノシシが増えたというのが特にあったのです。それ以降設置したものなのか、犬猫、ここでいう組合、うちの方の組合でも犬猫等は廃棄する場合にこういうようにしたいということで条例で決めていたものを自ら処分することが困難な時はこうするんだ。ということですが、そういう相馬地区の方も勉強をもっとさせていただいて、そして、以前からあったものなのか、そういう鳥獣対策として作ったものなのか、それからその事業がどういう事業で採り入れたのか、それから保管所の関係はどのように、土日は必ずありますから、これは休みますから。そういう場合は保管する場合どのような法律のもとで保管しているのか。その辺を勉強させていただかないと、前に進むと言ってもやっぱりその勉強が前へ進むことですから、そういうふうに私の考えも持っていますのでそういうことをご理解いただきたい。

以上です。

○五十嵐 司議長 8番星光久君。

○8番 星 光久議員 そういうことで、焼却炉、決定するにはまだまだ大変だと思うのです。時間もかかるし、そういう形で、なんとかこれ中古品の冷凍庫でもあれば、もしあったら、そういう形で見つけて仮預かりだか一時預かりだか分からないけれども、ここさ、ここで何とかできないか、そこも含めて、俺らはなんちゅうだ、証明に困るわけ。というのは、ここでシカ、チョウ、1頭処理しました。というここからの発行される証明、これが基本ですので、それが無いと困りますので、なんとかこれいい方法ねえかなと、ただ、証明も含めて今、県の方で難しくなったのが、4頭、5頭持ってきて、4頭なら4頭の証明という、これも出来ない。1頭10,000。1頭ずつ証明をもらって下さい。というような形になっていますので、俺ら、ここでも大変だと思うんだけど、なかなか、これ県の委託事業だから、県の言うこと聞かねどせ銭くんになってなるものだから、そういう形で、なんとかその、袋ごとに一時保管、仮保管だか、名前はわかんないけれども、どういう保管方法が預かりの方法あかねえかも含めて、何とかできないものかお願いしたい。

○五十嵐 司議長 局長。

○阿久津正治事務局長 先ほど8番議員さんにお答えします。先ほど言ったとおりここでは即答私ちょっとできませんので、協議の上、再度、勉強しながらやりたいと思いますのでご理解をお願いいたします。先ほど言った相馬地方の有害焼却施設建設なんですけど、平成28年の3月25日に出来まして、新しい施設でございます。これだけでございます。その中で補助事業といたしましては、福島県東日本震災農業政策対策公費というお金を利用して159,840,000円で建

設したものが1基今現在あると私では報告してますのでよろしくお願ひいたします。

○五十嵐 司議長 8番星光久君。

○8番 星 光久議員 平成8年だか2年だか、ああ28年な。2年、そういう形で150,000,000。俺ら方もこれ復興協力基金だとかなんだとかっていう形でできないものなのかわからないけども、そこらも含めてよろしくお願ひします。まあ、そんなに粘ったってしょうがない、よろしく前向きな検討をお願ひしたいと思います。

終わります。

○五十嵐 司議長 以上で8番星光久君の一般質問を終わります。

以上をもって通告されております一般質問は全て終了いたしました。



◎議案第15号 専決処分について

専決第1号 南会津地方環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○五十嵐 司議長 日程第6、議案第15号、専決処分について、専決第1号、南会津地方環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の1部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



◎報告第1号 平成29年度主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について

○五十嵐 司議長 日程第7、報告第1号、平成29年度主要な施策の成果および予算執行の実績に関する報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番山岸国夫君。

○7番 山岸 国夫議員 7番です。初めての議会なのでよろしくお願いします。

11ページと16ページの危険ごみの収集の関係なんですけれども、11ページでは東部クリーンセンターの方は南会津地方、毎月処理トン数出ております。で、16ページの西部クリーンセンター危険ごみ、これ大体4月と10月が主になっておりますけれども、ここは東部と同じように毎月とは言わないまでも4半期ごととか、もっと回収方法を増やすことが出来ないものか、ということが、1点です。

それともう1つが、可燃ごみの問題ですけれども、私常々、ごみの減量化という問題について関心がありまして、で、このスローガンにもありますように、燃せばごみと、生かせば資源という言葉あるわけですが、特にあの以前ですね、ここの西部クリーンセンター焼却場の建て替えというんですか、の問題があったように記憶しています。で、東部で全部焼却するというようなことになりました。その点でこれからのこの焼却炉の修繕費を軽減していき長期に利用できるようにするといいますか、そういう点です、この生ごみのたい肥化という点で1つは関心をもっているのですけれども、ちなみにその、生ごみを焼却した場合と、普通の、他のね、物を焼却した場合と炉の負担がどのくらい違うものなのか、その辺分かればお願いしたいなと思います。

以上2点です。

○五十嵐 司議長 事務局長。

○阿久津正治事務局長　お答えいたします。

先ほど、西部クリーンセンターの危険ごみの関係なのですが、一応年2回収集ちゅうことでやっておりますが、これ回数を増やせば委託料が増えますので、構成町村と話ししながら行っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次にあの生ごみの関係なんですが、うちら方で調べて、先ほど言ったとおり、その段ボールの、山形県に一応調べたんですが、生ごみをたい肥化する形は一応調べました。で、一応その段ボールの中に、米ぬか等を入れて、生ごみを衛生的に働きして、生ごみを分解するという形で今やっている山形県の白鷹町で今現在やっているのを1つ聞いております。昔一応うちら方でもコンポストで一応はやったんですが、なかなか生ごみだけではたい肥にならないという現実があったと思っておりますのでよろしくお願いいたします。あとその生ごみの関係なんですが、うちの焼却施設、一応割合とすれば、10パーセント、13パーセントくらいの生ごみでございまして、それを抜いて焼却するという形はなかなか出来ないのかなと、私考えております。一応毎日毎日ごみ収集来てクレーンでよくきれいに攪拌してやっておりますので、その生ごみだけをはじいて、というのはなかなか出来ないのかと考えております。すみませんけどよろしくお願いいたします。

○五十嵐　司議長　7番山岸君。

○7番　山岸　国夫議員　生ごみの問題についてですが、10パーセント程度ということで、焼却炉における負担がね、そのくらいの比率になるのかなと、また、生ごみそのものが衣類だとか他のものよりも燃えにくいと思うんですね。そういう点で炉の負担と長く使用していくということでどうかなという風に思ってます。ちなみにあの、生ごみが家庭ごみよりも大量に出しているところ、例えば給食センター、只見には1カ所ですけど、それぞれの町村にもあると思います。それから保育所関連とか、それから老人の保健施設。こういうところは結構生ごみの量が多いんですね。これは事業系で出しているところと、それと一般ごみで出しているところと、それぞれ施設によって違いがあるようです。例えば、只見町も学校給食センターだと年間で2,182キロ出してます。これ事業系ごみとして出してますけれども、後は只見町でもこぶし苑とか診療所とかそういうところの関係でも7,330キロ、生ごみやそれと天災用の保存食料品ですね。それから含めたいと思っているのが残渣を含めるともっと増えるのですが、そういう大量に生ごみを出して、そして分別が割と簡単にできる場所、こういったところをたい肥化することによって費用軽減策取れないのか。まあ費用対効果というのもこれは当然出てきますから、そういう点での転機もあって然るべきかな。という風に考えてますので、検討を

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 事務局長。

○阿久津正治事務局長 7番議員さんの再度お答えします。

先ほど言われました生ごみの関係うちら方でもその只見町さん調べました。下郷町の学校給食関係で29年度で1,490キログラム。南会津町の田島給食センターで3,290キログラム。という一応生ごみだけは出てるのは現実でございます。先ほど言ひました生ごみだけを分別して焼却もいいのですが、うちら方ごみカロリー数が多いものである程度生ごみもないとなかなか燃えづらいという部分ありますのも現実でございます。

すみません先ほど言われました西部クリーンセンターの焼却炉なのですが、28年の4月に全協で話いたしまして、一応本当にこう、大きく本当に壊れた場合に対しては、一応東部クリーンセンターで焼却するっちゅうことを話し合ひましたので、ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 7番山岸国夫君。

○7番 山岸 国夫議員 これだけなので、さっきの危険ごみの方を回収すると当然費用は出てくると思うのですが、これは先ほどの答弁は検討していただくということではよろしいのでしょうか。確認です。

○五十嵐 司議長 事務局長。

○阿久津正治事務局長 構成町さんと再度話して、来年度の予算どういふ風になるかちょっと色々検討しながら進めていきたいと思いますので、ご理解の程よろしくお願ひいたします。

○五十嵐 司議長 他に質疑はありませんか。

6番楠正次君。

○6番 楠 正次議員 し尿処理場に関する事項が5ページ、6ページと8ページ、9ページになるかと思うのですけれど、6ページの頭からし尿、浄化槽汚泥、農林集排汚泥の受け入れ書いてあるのですけども、減少している、生し尿は減少しております。これはいいのですが、浄化槽汚泥と農林集排の農林集排は南会津町も下郷町もどちらも増えていて、浄化槽では下郷町さんはマイナスだけど南会津町は増えている。この増加の理由、減少の理由。それから、9ページに記載されている西部衛生センター分も生し尿では只見町さんが13.5パーセント、西部地区は30.6パーセント減少している。ということなのですが、30キロ、キロですね。浄化槽汚泥は只見町さんが8.1パーセント減少で南会西部が、キロ、キロですね失礼しました。で、

集排はともに只見町さん、訂正します。南会津町の西部地区が減少しておりますが、それぞれこの理由、人口はかなりまあやはりどこも減っているのだと思いますけれど、汚泥の増というのはそれとは関係があるのかどうか。その部分も合わせて増加減少の理由を聞きたいと思いません。

○五十嵐 司議長 事務局長。

○阿久津正治事務局長 6番議員さんにお答えいたします。

増減の理由なのですが、気候上により雪等で3月行けないとか、その関係のその比率でございいます。年間通せばそんなには変わっておりません。本当に雪がある時にはぜんぜん汲めない状況で1月2月は汲めなくて、出来なくて、天気いい時に浄化槽汲んだり、という形での増減でございいますので、ご理解の程よろしく願いいたします。

以上でございいます。

○五十嵐 司議長 6番楠正次君。

○6番 楠 正次議員 ではですね、9ページの部分の生し尿の只見さんが増加の理由。これも雪の関係なのですか。

○五十嵐 司議長 事務局長。

○阿久津正治事務局長 7番すみません、6番議員さんの再質問にお答えいたします。

これも同じく、やっぱりその雪の状況でぜんぜん違うのが現実でございいますのでご理解の程よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 6番楠正次君。

○6番 楠 正次議員 そうすると、前の年が浅雪で年度末のころに汲めた場合、年度当初に汲んだ年、そこによって差が出てくるという風な理解でよろしいですか。一応確認のため。

○五十嵐 司議長 事務局長。

○阿久津正治事務局長 6番議員さんの再質問に。

その通りでございいます。うちら方でずっと年間、もう何年もとっておりますので、そういう雪の関係だけでございいます。あとその、仮に壊れたとか、浄化槽とか汚泥、そういった場合に関しては全然そのありますので、増減がありますのでご理解よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 他にございませんか。

11番佐藤盛雄君。

○11番 佐藤 盛雄議員 お尋ねします。

決算の報告で火葬場、し尿処理、ごみ処理ということで、事業費の中でいろいろ各種費用が

トータルで出ておりますけれども、その中で、電気料、かなり燃やすということで重油、A重油も電気も含まれます。火葬業務もかなりの電気料を食うところで、理解しております。その中で、最近その電気の契約ですか。要するに契約先を自由に変更。入札等で変更できるというような規程になってございますが、当衛生組合でもそのような入札に関する電気料の契約先変更を検討したという話をちょっと伺っておりますが、その内容等につきまして、現在までのその過程、それから調査段階でのもし契約でやった場合、どれくらいの電気料が減額になるのか。ということで、その状況についての説明をお願いいたします。

○五十嵐 司議長 事務局長。

○阿久津正治事務局長 11番佐藤盛雄議員さんにお答えいたします。

新電力の関係だと思うのですが、実は今年、あ、すみません。3月に只見町さんがいろいろやったという経過ありましたので、うちら方でも今年の7月25日に入札を行いました。その結果、年間で一応税抜きでうちらの方で61,358,000円程、電気料使っております。で、入札の結果、52,132,000円で9,226,000円ほどの減額になりました。一応それはあの燃料費の調整と省エネ発電賦課金がちょっとその辺が金額まだちょっと分かりませんので、その辺がちょっとプラスになるかと思うのですが、まあ現実税抜きで9,000,000、9,226,000ほどは減額になりましたのでご報告いたします。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 11番佐藤盛雄君。

○11番 佐藤 盛雄議員 まあそのような形で、7月に入札を実施したということで、それに取り組んだ担当者、敬意を払いたいと思います。これだけの金額が減額になるというのはやはり我々も予想していないことで、入札を実施したかの、要するに指名をやったのは何社で、それで入札をやった結果、契約先、変更あったのかどうか。その辺も含めて、その件聞いてみたい。

○五十嵐 司議長 事務局長。

○阿久津正治事務局長 11番さんの再質問について。

先ほど言いました7月25日に行いまして、東北電力さんと須賀川ガスさんとウエスト電力さん、3社で指名を行いまして、東北電力さんが入札いたしました。で、期間でございますが、今年の10月からの契約になっているものでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 よろしいですか。

他にございませんか。

12番鈴木征君。

○12番 鈴木 征議員 私あの、報告第1号の19ページについて、1点だけ聞いてみたいなどそういう風にしますが、この報告第1号の19ページなのですが、管理者は先ほど当衛生組合は7年目を迎えた、この中でこの29年度の決算の中では施設整備がなされ、順調に稼働しております。という報告を頂きました。そこでまあ19ページの、この中で、決算の実績報告書に関する報告とありますが、この報告書は7年前から適宜だったのかどうか、あるいは、これは施策の成果の及び予算執行の実績に関する報告というのは、報告というのは義務付けられてはいないと思うのですが、慣例で今日まできているのではなかろうかなという風に思います。先ほど11番さんが話されましたが、申し訳ないのが、19ページのごみ処理にかかる主な修繕の括弧6のごみ処理場にかかる主な委託料であります。この中で、ほとんど金額は大きいですけれども、随契でやっておられます。中には4つ、4事業は指名競争入札がなされております。そこで聞きたいのは、指名業者、何社でやったのか。19ページの自家電気工作物の保安管理事業業務の委託料というものも指名競争入札でなされております。金額はそんなに大きくございませんけれども、今申し上げましたように何社で業者名をこの次から、今年はこれで分かりますが、今後もっと詳細に電気関係は業者何名、何社でそして落札はこの会社に落札されたというようなことになさるように1つお願いしたいなという風に思っております。それぞれの各町村には事務実績報告書は課、各課、あるいは室、センター等の款項目に詳細に説明、実績報告書がなされております。それで予算書を1週間前以上に渡りましたけれども、この内容はこのたぶんそれぞれの事業名によって管理者は説明されました。まずかなりこういうことであつたであろうという風に思います。管理者は認めておりましたけれども、実績報告書の中で、やはり今申し上げました、11番、ただ今私も申し上げましたように、入札等については特に指名は何社だかつていうことを詳細にこの次から実績報告に関する報告ということで、お願いしたいなということで要望と言いますか、要求をしたいと思えます。

終わります。

○五十嵐 司議長 事務局長。

○阿久津正治事務局長 12番さんの議員さんにお答えします。

来年つうか来年度から間違いなく何社という形はここに書くようにいたしますので、で、その電気の関係なのですが、電気は2社でございます。と、あと放射性物質とダイオキシン等に関しましては6社で指名競争を入札やっているのが今現在でございますのでご報告いたします。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 他にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

質疑無しと認めます。これで、質疑を終わります。

以上で報告第1号、平成29年度主要な施策の成果および予算執行の実績に関する報告についてを終わります。



◎議案第16号 平成29年度南会津地方環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○五十嵐 司議長 日程第8、議案第16号、平成29年度南会津地方環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について。を議題とします。

この際、監査委員より、決算審査結果の報告を求めます。

監査委員。

○室井 亜男監査委員 自席でよろしいですか。

○五十嵐 司議長 はい。

○室井 亜男監査委員 では申し上げます。

私は、監査委員を務めております、室井でございます。

なお、監査の意見書を申し上げますが、なお、木下代表監査委員が先ほど事務局より報告がございましたが、都合により出席できませんので、私から申し上げます。

平成29年度南会津地方環境衛生組合一般会計決算審査につきましては、去る7月19日、木下監査委員と2人で、決算の審査をいたしました。

決算審査の対象は、歳入歳出決算状況であります。地方自治法第233条第2項の規定により、南会津地方環境衛生組合管理者より、審査に付された一般会計の決算は、歳入総額981,806,803円、歳出総額9千6百7,116,296円であります。歳入歳出差引残額は、14,690,507円であり、その残額につきましては、翌年度へ繰り越しとなりました。

また、この残高は地方自治法施行令第168条の6の規定に基づき、指定金融機関に預金として保管されております。

次に、決算規模と収支の状況について、別紙のとおりまとめましたので、ご覧をいただきまして説明を省略したいと思います。

次に、基金の状況についてご報告申し上げます。

基金の種類は、財政調整基金であります。金額は、90,647,713円で、金融機関に定期預金として、保管されておりました。

各種帳簿類及び証拠書類等の照会をした結果、計数残高等も合致しておりました。また、各種証拠書類も適正に処理されていたことをご報告申し上げます。

次に、審査の個別意見といたしましては特にございませんでした。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 監査委員。歳出を9千と読まれたようですので、訂正してください。9億です。

○室井 亜男監査委員 歳出総額間違えました。歳出総額967,116,296円であります。訂正をいたします。

○五十嵐 司議長 これをもって、監査委員の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案については、認定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定いたしました。

◇

◎議案第17号 平成30年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）

○五十嵐 司議長 日程第9、議案第17号、平成30年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎閉会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

上衣の着衣を願います。

平成30年第2回南会津地方環境衛生組合議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午前11時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員